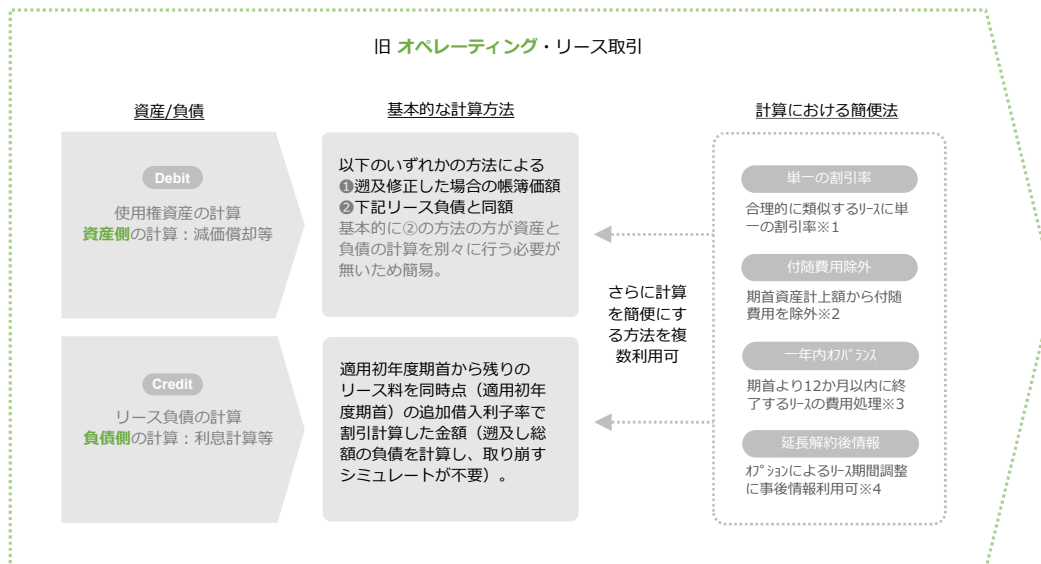


❗ 新リース会計基準適用初年度における旧オペレーティング・リース取引に対する経過措置（簡便な計算方法）

新リース会計基準適用初年度の期首利益剰余金に累積的影響額を加減する方法

を採用した場合に利用可能な旧オペレーティング・リース取引の簡便的（経過措置）な計算方法（原則法では適用不可）



- ※1：特性が合理的に類似した複数のリースに、単一の割引率を適用可能（個々のリース毎に個別に割引率の設定が不要）。
- ※2：適用初年度期首から12か月以内に終了するリースを短期リースとして扱う（オンバランスが不要）。
- ※3：適用初年度の期首における使用権資産の計上額から付随費用を除外（契約当時の付随費用を調べて調整しなくてよい）。
- ※4：延長及び解約オプションについて、リース開始日以降に入手した事後的な情報を使用（契約当時得られたであろう情報まで遡らなくてよい）。